

令和 7 年度

第 17 期第 3 回海区漁業調整委員会
議事録

令和 7 年 5 月 27 日
三重海区漁業調整委員会

日時 令和7年5月27日(火)午前10時から10時27分まで

場所 三重海区漁業調整委員会委員室

議題

- 1 議案1 三重県資源管理方針の変更について
- 2 議案2 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について
- 3 議案3 宝石さんごの採捕に関する委員会指示について
- 4 報告事項1 紛争処理委員会委員及び資源専門家委員会委員の変更について
- 5 その他

(1) 次回の委員会日程について

出席委員

矢田和夫 田邊善郎 小川和久 濱田浩孝 濱中一茂 木下和行
辻本寛一 濱口利貴 千田良仁 倉島 彰 奥村卓二 木村那津子
中川かおり

欠席委員

淺井利一 松田浩一

事務局

事務局長 小林智彦
主幹 中西健五
主査 葛西学

行政

水産資源管理課

(資源管理班)

班長 竹内泰介
技師 田中翔稀

(漁業調整班)

班長 西窪大輔
係長 牧野朗彦

傍聴者

なし

計 20名

○矢田会長

ただいまから第 17 期第 3 回三重海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員総数 15 名中松田委員、淺井委員が欠席で、13 名が出席していますので、委員会は成立しています。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として小川委員、奥村委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「三重県資源管理方針の変更について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

1 – 1 ページをご覧ください。令和 7 年 4 月 21 日付け農林水第 24-1006 号で三重県知事から諮問書が提出されています。漁業法第 14 条第 10 項の規定により、準用する第 4 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（田中技師）

1 – 1 ページのとおり「三重県資源管理方針の変更について」説明します。

1 – 2 ページから 1 – 5 ページまでが変更後の三重県資源管理方針本紙の案です。1 – 6 ページから 1 – 28 ページまでが三重県資源管理方針別紙の案です。1 – 29 ページから 1 – 31 ページまでが新旧対照表となっています。

それでは 1 – 32 ページから今回の変更ポイントをご説明します。

1、今回の諮問の内容は、三重県資源管理方針「本紙」及び「別紙その 1」に「ぶり」を追加するものです。

2、本県の特定水産資源（以下、「TAC 資源」という。）は、現在、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚、大型魚）、さば類、かたくちいわし太平洋系群の 7 魚種になります。

3、TAC 資源への「ぶり」の追加にあたっては、これまで専門家や漁業者が参加して TAC 資源の拡大に関する論点や意見を整理する「資源管理手法検討部会」や、漁業協同組合・漁業者など関係者が意見を述べる「ステークホルダー会合」が開催されてきました。

4、令和 6 年 3 月 19 日に開催された「ぶりのステークホルダー会合」において、TAC 管理の段階的導入（以下、「ステップアップ」という。）が決定されました。この点については、1 – 33 ページ下段の表の「TAC 管理のステップアップの考え方」をご覧ください。管理内容をステップ 1 からステップ 3 までに分けて、ステップ 1 から段階的に順次実施する管理になります。三重県のぶりは令和 7 年 7 月からステップ 1 を開始することになります。1 – 32 ページにお戻りください。

6、このような状況をふまえ、令和 7 年 3 月 7 日の官報のとおり、国の資源管理基本方

針の別紙2に「ぶり」が新たに追加されました。

7、これに伴ってぶりの漁獲量が多い本県の三重県資源管理方針にも、「ぶり」を追加することになります。1-4ページ、1-19ページの下線部分のとおりぶりを追加します。

8、国への三重県資源管理方針の変更の承認申請にあたり、申請書類等の字句や軽微な事項の修正が必要となった場合には、修正しますのでご了承ください。

1-29ページ、1-30ページ及び1-31ページの新旧対照表のとおり「ぶり」について変更します。

また、「かたくちいわし」の変更について、1-30ページをご覧ください。三重県資源管理方針別紙1-8の第2の1の(2)について、「・・・漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。陸揚げした日からその月に属する月の翌月の10日までとする。」を「・・・漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその月に属する月の翌月の10日までとする。」に変更します。

以上で三重県資源管理方針の変更についての説明を終了します。

ご審議をよろしくお願ひします。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はございませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

意見がないようでしたら、議案1については、県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案1については、県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案2「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

2-1ページをご覧ください。令和7年4月28日付け農林水第24-1008号で三重県知事から諮問書が提出されているものです。

漁業法第16条第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

内容については、水産資源管理課から説明をお願いします。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（田中技師）

2-1ページのとおり「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について」説明いたします。

2-2ページをご覧ください。漁業法第16条第1項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る令和7管理年度におけるまさば及びごまさば太平洋系群の知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めます。中型まき網漁業で7,500トン、その他漁業で現行水準になります。

2-3ページをご覧ください。今回の変更のポイントを説明します。

1、今回の諮問は、7月から管理期間が開始される令和7管理年度の、まさば及びごまさば太平洋系群について、国から都道府県漁獲可能量の配分量が示されたことに伴い、県内の知事管理漁獲可能量の配分を行うものです。

2、これまでまいわし太平洋系群、まあじ、するめいか、さんま、くろまぐろ（小型魚、大型魚）、かたくちいわし太平洋系群について、知事管理漁獲可能量を設定をしており、そのうち、まいわし太平洋系群、くろまぐろ（小型魚、大型魚）、かたくちいわし太平洋系群、ぶりについては、数量管理しています。なお、今回設定するまさば及びごまさば太平洋系群についても数量管理を行います。

3、今回設定するまさば及びごまさば太平洋系群をもって、令和7管理年度で漁獲可能量の設定が必要なものは終了します。

4、まさば及びごまさばの配分は、直近3か年の漁獲実績に基づいて、「中型まき網漁業」と定置網などの「その他漁業」に配分しています。なお、過去の漁獲実績について、2-4ページの「過去20年のさば類の漁獲量及び配分枠の推移」をご覧ください。この表の漁獲実績（「中型まき網漁業」、「定置網漁業ほか」）に基づいて計算した結果、過去3か年の平均漁獲量の割合は「中型まき網漁業」が94%、「定置網漁業ほか」は6%でした。

5、国から配分のあった8,000トンに中型まき網漁業の割合（94%）を掛けた値である7,500トンを中型まき網漁業の知事管理漁獲可能量としました。その他漁業については数量管理とせずに「現行水準」としました。なお、2-5ページには国からの三重県への配分量が8,000トンであったことを示しています。

以上で三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定についての説明を終了します。

ご審議をよろしくお願ひします。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

（意見なし）

○矢田会長

意見がないようでしたら、議案2について県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案2については、県原案どおりとされたい旨、答申することとします。

続きまして、議案3「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」を審議します。
事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

資料3をご覧ください。宝石さんごの採捕に関する委員会指示になります。宝石さんごの採捕に関する委員会指示は、平成27年7月1日から毎年発動していますが、継続して発動するかどうかについてご審議をお願いするものです。

3-1ページと3-2ページをご覧ください。委員会指示について、3-1ページが改正案、3-2ページが現行の委員会指示となっています。今回の変更箇所は、告示番号、告示日、会長名、有効期間です。内容の変更はありません。なお、告示番号は第4号、告示日は6月6日（金）、有効期間は令和7年7月1日から令和8年6月30日までの1年間です。

続きまして、3-3ページと3-4ページをご覧ください。事務取扱要領について、3-3ページが変更案、3-4ページが現行の要領です。こちらは、制定年月日と有効期間のみの変更となります。様式については、変更はございません。なお、平成27年から現在まで、承認申請、承認実績は特にありません。

ご審議をよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

○矢田会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○木下委員

これ誰も申請していないの。

○事務局（中西主幹）

そうです。三重県では明治から明治初期に行われた調査によってアカサンゴ等の宝石さんごが分布していることが報告されていますが、三重県の漁業者が宝石さんごを獲っている実態はありません。ただしこの委員会指示が発動されていないと、県外の宝石さんご漁業者が三重県地先で操業してアカサンゴ等を漁獲することが危惧されますので、本県では委員会指示を発動しています。初めて委員会指示を発動した平成27年当時も、多数の中国さんご船が東京の小笠原沖で操業するという実態がありました。サンゴは一年間で約0.2

mmしか成長しないと言われていますので、外国漁船が来てサンゴを乱獲してしまうと資源が絶やされてしまいます。このような背景もあって三重県内ではサンゴの採捕実績がありませんが、委員会指示を毎年発動し続けています。

○矢田会長

他にありませんか。

意見がないようですので、議案3については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案3については事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、報告事項1「紛争処理委員会委員及び資源専門家委員会委員の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

4-1ページをご覧ください。三重県及び愛知県の「漁業に関する協定」第10条に基づく紛争処理委員会委員について、令和7年5月7日付け農林水第24-4043号で三重県農林水産部長から通知がありましたのでご報告します。

新たな「漁業関係者」の委員は濱口利貴氏が、新たな「県水産行政職員」の委員は西窪大輔氏が務めることになります。なお、4-2ページに令和7年5月7日現在の委員名簿をつけています。

4-3ページをご覧ください。三重県及び愛知県の「漁業に関する協定」第11条に基づく資源専門家委員会委員について、令和7年5月7日付け農林水第24-4044号で三重県農林水産部長から通知がありましたのでご報告します。

新たな「水産資源の学識者」の委員は畠直亜氏が、新たな「県水産行政職員」の委員は竹内泰介氏が、新たな「海区漁業調整委員会委員」の委員は奥村卓二氏が、新たな「漁業関係者」の委員は橋本法則氏が務めることになります。なお、4-4ページに令和7年5月7日現在の委員名簿をつけています。

事務局からは以上です。

○矢田会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

続きまして、「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

今年度秋頃に開催するとお伝えしていた全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の日程について、10月20日（月）の午後、10月21日（火）午前で現在計画しています。1日目は会議と情報交換会になります。場所はホテルグリーンパーク津になります。2日目は現地視察で伊勢・鳥羽方面を計画しています。計画段階ではありますが、鳥羽水族館で海女漁業やイセエビの資源管理の講演を聞き、その後、水族館内を見学します。なお、東日本ブロック会議の参考範囲は、北海道から太平洋沿岸の三重県までの海区漁業調整委員会委員が三重県にお越しいただくことになります。ご多忙とは存じますが、ご予定にお含めください。

○矢田会長

ただいまの説明についてご意見はありますか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

続きまして、その他1「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

次回の委員会日程ですが、6月中旬での開催をご提案します。

場所は、三重海区漁業調整委員会委員室です。ご都合いかがでしょうか。

なお、次回の議案としては三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定、報告としては全国海区漁業調整委員会連合会理事会通常総会の結果になります。

○矢田会長

皆さん、予定はいかがでしょうか。17日でよろしいですか。

それでは、次回の委員会は6月17日（火）10時からとします。

これをもちまして、委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。